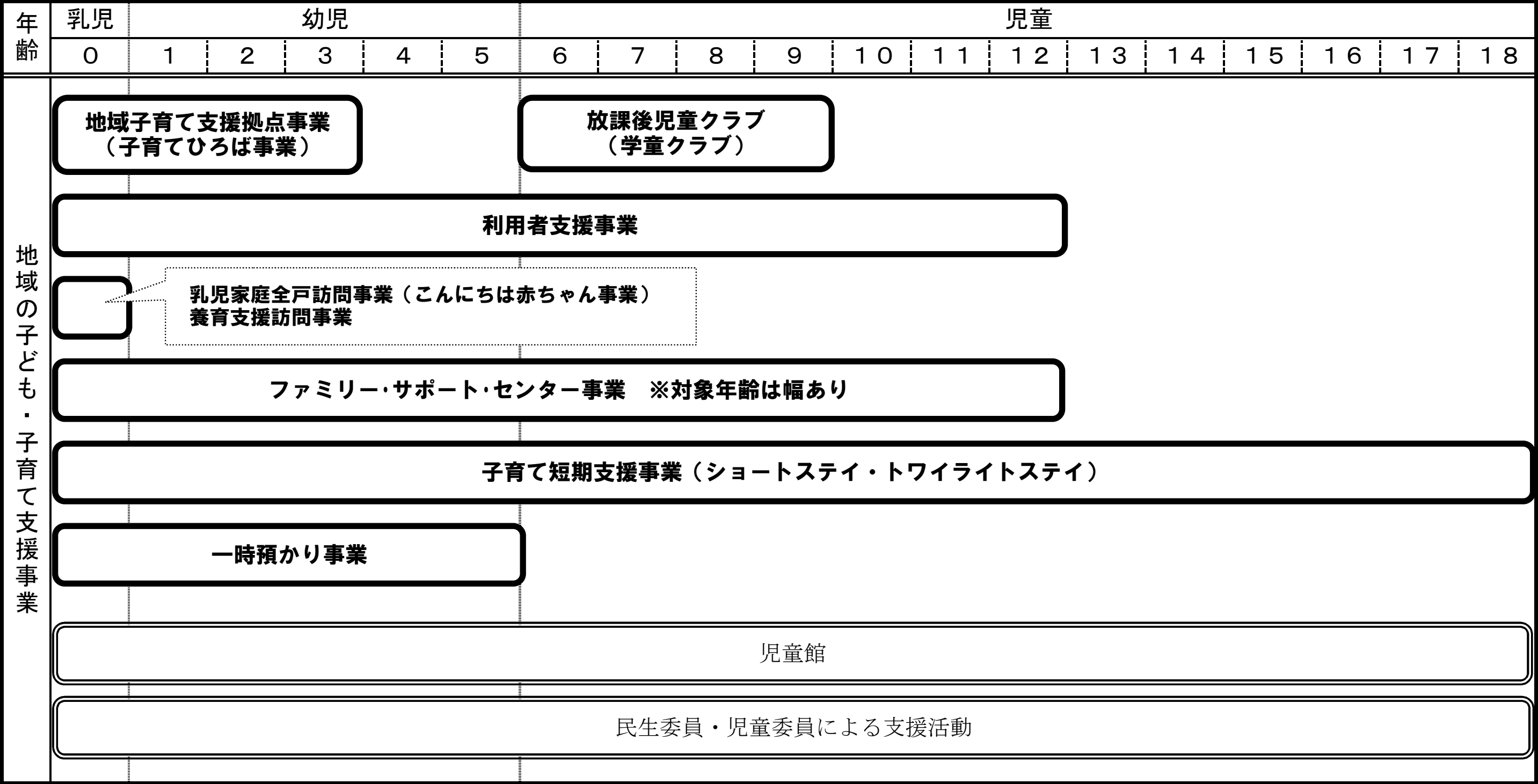


地域の子供・子育て支援の充実について



■ . . . 子ども・子育て支援法第59条に掲げる地域子ども・子育て支援事業（上記事業の他に、妊婦健康診査、延長保育事業、病児保育事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業がある）

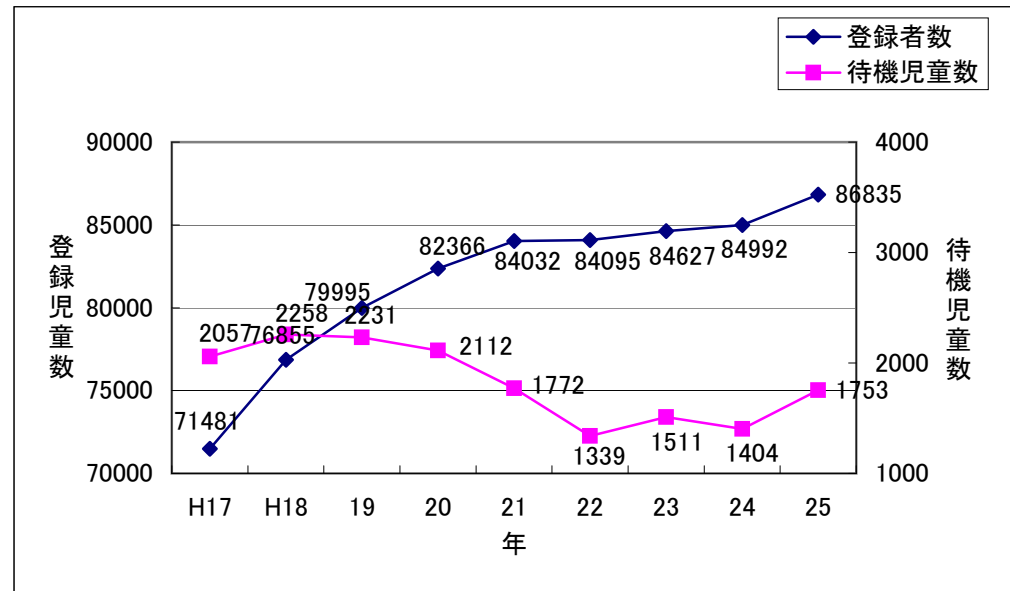
□ . . . 上記以外の地域の子ども・子育て支援事業

◆ 地域の子供・子育て支援の充実について

◎ 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

現状		主な取組	課題	論点整理									
<table border="1"> <tr> <td>目的事業内容</td> <td>保護者が労働等により、昼間家庭にいないおおむね10歳未満の児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図ること</td> </tr> <tr> <td>法的根拠</td> <td>児童福祉法第6条の3第2項：放課後児童健全育成事業</td> </tr> <tr> <td>実施主体</td> <td>区市町村（委託可）、社会福祉法人等</td> </tr> <tr> <td>実施場所</td> <td>小学校余裕教室、小学校敷地内専用施設、児童館、保育所、団地の集会室等</td> </tr> <tr> <td>指導員</td> <td>放課後児童の健全育成を図る者（保育士・教員等）</td> </tr> </table> <p>・クラブ数：1, 737か所 ・登録児童数：86, 835人 ・待機児童数：1, 753人 ※平成25年5月1日現在（詳細は別紙参考資料のとおり）</p> <p>・クラブ数・登録児童数ともに増加しているが、減少傾向にあったいわゆる待機児童数が25年度は増加</p> <p>・国の「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」において従うべき基準と参酌すべき基準等が報告された。今後、この報告書を踏まえ省令が策定される（当初予定：25年度内）。</p> <p>・児童福祉法の改正により、対象児童が「小学校に就学している児童」とされた</p>	目的事業内容	保護者が労働等により、昼間家庭にいないおおむね10歳未満の児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図ること	法的根拠	児童福祉法第6条の3第2項：放課後児童健全育成事業	実施主体	区市町村（委託可）、社会福祉法人等	実施場所	小学校余裕教室、小学校敷地内専用施設、児童館、保育所、団地の集会室等	指導員	放課後児童の健全育成を図る者（保育士・教員等）	<ul style="list-style-type: none"> ・学童クラブ運営費補助 ・学童クラブ整備費補助 ※ ・学童クラブ設置促進事業等補助 ※ ・児童館環境整備事業補助 ・【都単】都型学童クラブ事業補助 <p>※午後7時以降も開所する学童クラブを新設する場合、26～28年度時限で補助率2/3を5/6に引き上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【新】保育緊急確保事業（放課後児童クラブ開所時間延長支援事業） <p>・国において、平成19年度より「放課後子どもプラン」を実施（文部科学省の「放課後子供教室」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・いわゆる待機児童の解消 ・新制度開始後、高学年の利用ニーズの増加や基準の設定等による学童クラブが不足する可能性 ・新たな資格の水準を満たすための研修の実施 ・高学年への対応（スペースの確保や、高学年向けの支援スキルなど） 	<ul style="list-style-type: none"> ・就労等により家に保護者がいない時間の児童の放課後の過ごし方として、学童クラブ、放課後子ども教室、民間の学童クラブ類似サービス等があるが、それぞれに期待される役割は何か。 ・この中で、学童クラブがその役割を果たすためには、指導員の資質を含め、どのような機能を備えるべきか。 ・そのために、都が区市町村に対して行うべき支援は何か。
目的事業内容	保護者が労働等により、昼間家庭にいないおおむね10歳未満の児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図ること												
法的根拠	児童福祉法第6条の3第2項：放課後児童健全育成事業												
実施主体	区市町村（委託可）、社会福祉法人等												
実施場所	小学校余裕教室、小学校敷地内専用施設、児童館、保育所、団地の集会室等												
指導員	放課後児童の健全育成を図る者（保育士・教員等）												

※ 登録児童数と待機児童数の推移



※ 放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書（概要版抜粋）

- 1 従事する者【従うべき基準】
 - 資格の水準は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条第2項各号のいずれかに該当する者（「児童の遊びを指導する者」）であって、研修を受講した者とするのが適当。（一定の経過措置等についても検討）
- 2 員数【従うべき基準】
 - 異年齢の児童を同時かつ継続的に育成・支援する必要や安全面での管理が必要であることなどから、職員は2人以上配置することとし、うち1人以上は有資格者とするのが適当。
- 3 児童の集団の規模【参酌すべき基準】
 - 児童の情緒面への配慮や安全性の確保の観点から、児童の集団の規模はおおむね40人までとするのが適当。
 - ※児童数がおおむね40人を超えるクラブについては、複数のクラブに分割して運営することや、1つのクラブの中で複数の集団に分けて対応するよう努めることとし、国としてもおおむね40人規模のクラブへの移行を支援していくことが必要。
- 4 施設・設備【参酌すべき基準】
 - 専用室・専用スペースは児童の生活の場としての機能が十分に確保される場所であって、事業の実施時間帯を通じて専用で利用できる部屋又はスペースと捉え、面積は、「児童1人当たりおおむね1.65㎡以上」とするのが適当。
- 5 開所日数・開所時間【参酌すべき基準】
 - 開所日数については、年間250日以上を原則とし、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して事業を行う者が定めるのが適当。
 - 開所時間については、平日につき1日3時間以上、休日につき1日8時間以上を原則とし、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して事業を行う者が定めるものとするのが適当。
- 6 その他の基準【参酌すべき基準】
 - 「非常災害対策」、「虐待等の禁止」、「秘密の保持に関すること」、「保護者・小学校等との連携等」、「事故発生時の対応」等について省令上に定めるのが適当。

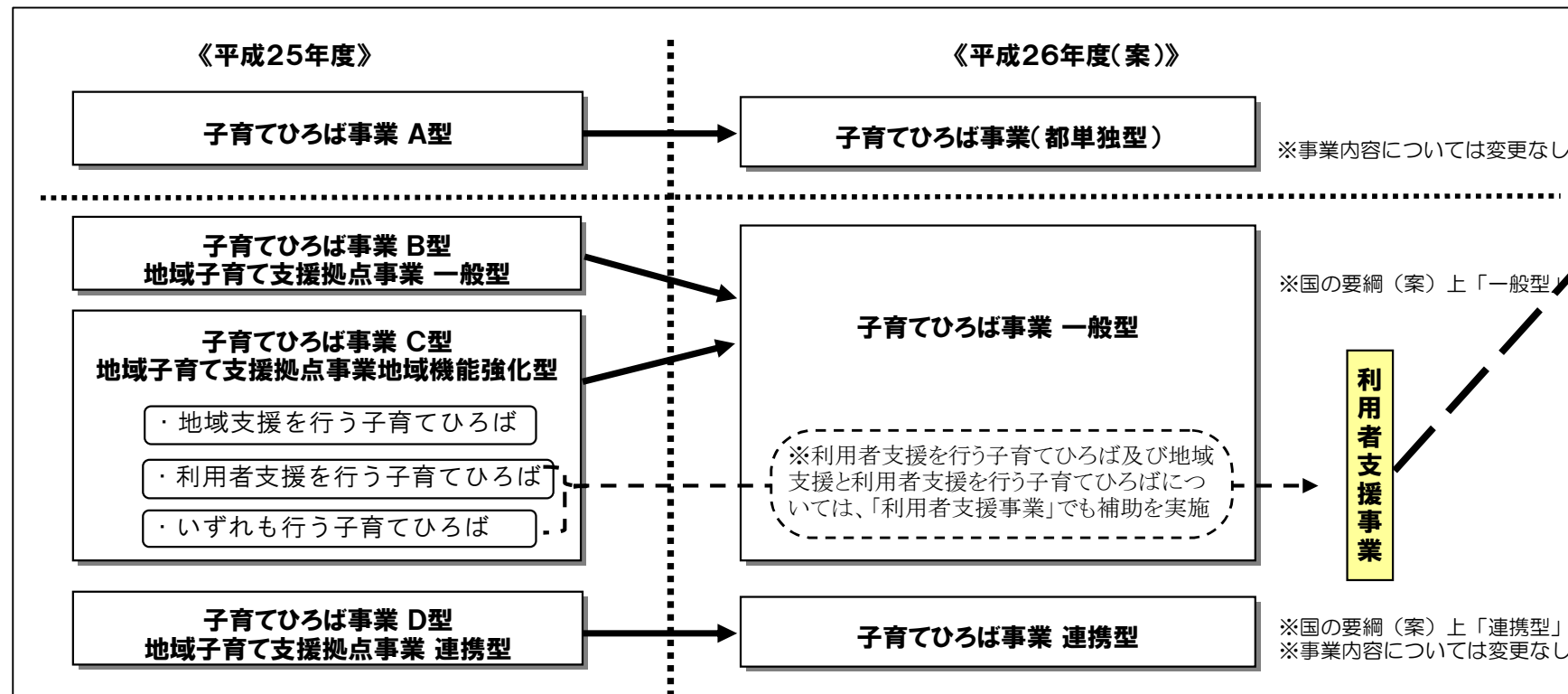
◎ 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）

現状		主な取組	課題	論点整理
目的	区市町村が関係機関と連携しながら、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う身近な場所として設定し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行うことにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、総合的な子育て支援策を推進し、児童及び家庭の福祉向上を図ること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育緊急確保事業（25年度までは安心こども基金） ・ 【都単】 子供家庭支援区市町村包括補助事業（基盤整備） <ul style="list-style-type: none"> * 国庫補助対象の「一般型」及び「連携型」への移行を希望する場合に必要な専用スペースの確保のため、26～28年度時限で、補助率1/2を3/4に引き上げ * 利用者支援の対応を含む人材育成のため、26年度から、おもにひろば職員を対象とした都独自の研修事業を開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多様なニーズに応えられるひろばの整備 ・ 子育てひろばにおける利用者支援の展開 ・ 支援が必要な親子への対応や、利用者支援の実施に向けた職員の資質向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、ひろば事業に期待される役割は何か。 ・ 子育てひろばで利用者支援事業を実施する場合に、留意すべき点は何か。また、都としてどのような支援を行うべきか。 ・ ひろば事業がその役割を果たすために必要な職員の資質はどのようなものか。また、資質向上に向け、都が区市町村に対して行うべき支援は何か。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交流の場の提供・交流の促進 ・ 子育て等に関する相談及び援助の実施 ・ 地域の子育て関連情報の提供 ・ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施 ・ 地域の子育て力を高める取組（タイプにより異なる） など			
法的根拠	児童福祉法第6条の3第6項：地域子育て支援拠点事業			
実施主体	区市町村（委託可）			
実施場所	公共施設、空き店舗、公民館、保育所等児童福祉施設、小児科医院等の医療施設など、子育て親子が集う場所として適した場所（タイプにより異なる：詳細は別紙）			

※平成26年3月現在 809か所（うち6割強が都単事業）

※平成26年度からは、子育てひろば事業（都単独型）、子育てひろば事業一般型、子育てひろば事業連携型に再編

※子育てひろば事業（地域子育て支援拠点事業）の再編



◎ 利用者支援事業

- 総合的な利用者支援の実施
- ・ 個別ニーズの把握(情報集約・相談)
 - ・ 地域にある施設・事業の総合的な利用者支援(情報提供・利用支援)
 - ・ 関係機関との連絡調整、連携、協働の体制づくり(連絡調整・広報啓発)など

- 『基本型』・・・施設・事業の総合的な利用者支援
『特定型』・・・特定の施設・事業の利用者支援

● 論点整理

- ・ 「基本型」と「特定型」のうち、利用者にとって望ましい実施形態はどちらなのか。
- ・ また、事業実施場所として適切な施設はどこなのか。
- ・ 望ましい利用者支援を行うために必要な職員の資質とは何か。

平成25年度 利用者支援事業実施状況(交付申請)

基本型	特定型	計
0か所	4か所	4か所

[参考] 子育てひろば事業における利用者支援・地域支援実施状況(旧C型＝地域機能強化型)

利用者支援・地域支援 両方実施	利用者支援のみ実施	地域支援のみ実施	計 (＝地域機能強化型)
23か所	1か所	32か所	56箇所

25年度安心こども基金交付決定より

利用者支援実施: 24か所

地域支援実施: 55か所

◎ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

現状		主な取組	課題	論点整理
目的	乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供や、乳児及びその保護者の心身の状況や養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行うことにより地域の中で子供が健やかに育成できる環境整備を図ること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育緊急確保事業（25年度までは安心こども基金） ・ 【都単】 子供家庭支援区市町村包括補助事業（要支援家庭の早期発見・支援事業） ・ 「新生児訪問とこんにちは赤ちゃんの協働に向けて～東京都版ガイドライン～」の策定 ・ 担当者向け研修の実施や連絡会等での情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象全家庭への訪問実施と、要支援家庭的な把握 ・ 要支援家庭の把握や適切なサービスへのつなぎなど訪問技術の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援が必要な家庭をもれなく把握し、適切な支援に確実につなげるためには、区市町村が留意すべき点は何か。 ・ そのために、都が区市町村に対して行うべき支援は何か。
事業内容	生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 育児に関する不安や悩みの傾聴、相談 ・ 子育て支援に関する情報提供 ・ 乳児及びその保護者の心身の様子や養育環境の把握 ・ 支援が必要な家庭へのサービスの検討、関係機関調整などを実施 			
法的根拠	児童福祉法第6条の3第4項：乳児家庭全戸訪問事業			
実施主体	区市町村（委託可）			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施自治体：54区市町村 うち保健分野での実施：49区市町村 ※母子保健分野と連携して一体的に実施している自治体が多い。 				

◎ 養育支援訪問事業

現状		主な取組	課題	論点整理
目的	乳児家庭全戸訪問事業等により把握した養育支援が特に必要な家庭や、出産後の養育について出産前から支援を行うことが特に必要な妊婦に対し、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うことで、当該家庭の適切な養育の実施を確保すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育緊急確保事業（25年度までは安心こども基金） ・ 担当者向け研修の実施や連絡会等での情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な訪問サービスの提供（訪問技術の質の向上や、十分な回数や訪問時間の確保など） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切なサービス提供のために、区市町村が留意すべき点は何か。 ・ そのために、都が区市町村に対して行うべき支援は何か。
事業内容	家庭訪問により、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 妊娠期から継続的な支援を特に必要とする家庭等の相談・支援 ・ 産後概ね1年程度の養育者の育児不安の解消や養育技術提供等のための相談・支援 ・ 不適切な養育状態にある家庭の養育環境の改善や子の発達保証のための相談・支援 ・ 施設や里親委託の終了による児童の家庭復帰が適切に行われるための相談・支援 などを実施 			
法的根拠	児童福祉法第6条の3第5項：養育支援訪問事業			
実施主体	区市町村（委託可）			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施自治体：53区市町村 （先駆型子供家庭支援センターでは必須の事業） 				

◎ ファミリー・サポート・センター事業

現状		主な取組	課題	論点整理							
<table border="1"> <tr> <td>目的</td> <td>育児に関する相互援助活動の支援事業として区市町村が設立するファミリー・サポート・センターにおいて、働く親が仕事と育児を両立することができる環境の整備や子育て支援を行い、子育て世帯の福祉の増進及び児童の福祉の向上を図ること</td> </tr> <tr> <td>事業内容</td> <td>提供会員（育児の援助を行う人）と依頼会員（育児の援助を受ける人）が会員になり、保育所等への子供の送迎、保護者外出時の子供の預かりなど様々な子育て支援を行う有償ボランティア活動 ※区市町村は、会員募集・登録、相互援助活動の調整、相互援助に必要な知識付与のための講習会実施、会員間の交流会の開催などを実施</td> </tr> <tr> <td>法的根拠</td> <td>児童福祉法第21条の9第1項：児童及びその保護者又はその他の者の居宅において保護者の児童の養育を支援する事業</td> </tr> <tr> <td>実施主体</td> <td>区市町村（委託可）</td> </tr> </table>	目的	育児に関する相互援助活動の支援事業として区市町村が設立するファミリー・サポート・センターにおいて、働く親が仕事と育児を両立することができる環境の整備や子育て支援を行い、子育て世帯の福祉の増進及び児童の福祉の向上を図ること	事業内容	提供会員（育児の援助を行う人）と依頼会員（育児の援助を受ける人）が会員になり、保育所等への子供の送迎、保護者外出時の子供の預かりなど様々な子育て支援を行う有償ボランティア活動 ※区市町村は、会員募集・登録、相互援助活動の調整、相互援助に必要な知識付与のための講習会実施、会員間の交流会の開催などを実施	法的根拠	児童福祉法第21条の9第1項：児童及びその保護者又はその他の者の居宅において保護者の児童の養育を支援する事業	実施主体	区市町村（委託可）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育緊急確保事業（25年度までは安心こども基金） ・ 【都単】子供家庭支援区市町村包括補助事業（立ち上げ支援） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 依頼会員数と提供会員数の乖離の解消 ・ 提供会員の資質向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提供会員を増やすために、区市町村が工夫すべきことは何か。 ・ 提供会員の質を向上させるために、区市町村が工夫すべきことは何か。 ・ 安心して提供会員に依頼できる仕組みを整備するために、区市町村が工夫すべきことは何か。 ・ そのために、都が区市町村に対して行うべき支援は何か。
目的	育児に関する相互援助活動の支援事業として区市町村が設立するファミリー・サポート・センターにおいて、働く親が仕事と育児を両立することができる環境の整備や子育て支援を行い、子育て世帯の福祉の増進及び児童の福祉の向上を図ること										
事業内容	提供会員（育児の援助を行う人）と依頼会員（育児の援助を受ける人）が会員になり、保育所等への子供の送迎、保護者外出時の子供の預かりなど様々な子育て支援を行う有償ボランティア活動 ※区市町村は、会員募集・登録、相互援助活動の調整、相互援助に必要な知識付与のための講習会実施、会員間の交流会の開催などを実施										
法的根拠	児童福祉法第21条の9第1項：児童及びその保護者又はその他の者の居宅において保護者の児童の養育を支援する事業										
実施主体	区市町村（委託可）										
<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施自治体：48区市町 ・ 依頼会員数：71,832人 / 提供会員数：13,496人（両会員とも増加傾向にある） 											

◎ 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

現状		主な取組	課題	論点整理							
<table border="1"> <tr> <td>目的</td> <td>保護者の疾病その他の理由により、家庭において一時的に児童を養育することが困難となった場合及び経済的な理由により、緊急一時的に母子を保護する施設において、一定期間、養育・保護を行うことで、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ること</td> </tr> <tr> <td>事業内容</td> <td>・ ショートステイ ：原則7日以内で、児童養護施設、母子生活支援施設等において児童の養育・保護を行う。 ・ トワイライトステイ ：平日の夜間や休日に、児童養護施設、母子生活支援施設等において児童の保護、生活指導、食事の提供等を行う。</td> </tr> <tr> <td>法的根拠</td> <td>児童福祉法第6条の3第3項：子育て短期支援事業</td> </tr> <tr> <td>実施主体</td> <td>区市町村（委託可）</td> </tr> </table>	目的	保護者の疾病その他の理由により、家庭において一時的に児童を養育することが困難となった場合及び経済的な理由により、緊急一時的に母子を保護する施設において、一定期間、養育・保護を行うことで、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ること	事業内容	・ ショートステイ ：原則7日以内で、児童養護施設、母子生活支援施設等において児童の養育・保護を行う。 ・ トワイライトステイ ：平日の夜間や休日に、児童養護施設、母子生活支援施設等において児童の保護、生活指導、食事の提供等を行う。	法的根拠	児童福祉法第6条の3第3項：子育て短期支援事業	実施主体	区市町村（委託可）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育緊急確保事業（25年度までは安心こども基金） ・ 【都単】子供家庭支援区市町村包括補助事業（基盤整備） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未実施自治体の解消 ・ 利用が困難な状況の解消（利用を希望する日に空きがない、実施施設が遠いなど） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体を実施できない理由は何か。実施するためには、どのような工夫が必要か。（特に、トワイライトステイは、宿泊を伴わないため、養護施設でなくても実施可能と思われるが、取組が進まない理由は何か。 ・ サービスを必要とする人、区市町村がサービスの利用につなげたい人を、適切に利用につなげるために、区市町村が工夫すべきことは何か。 ・ そのために、都が区市町村に対して行うべき支援は何か。
目的	保護者の疾病その他の理由により、家庭において一時的に児童を養育することが困難となった場合及び経済的な理由により、緊急一時的に母子を保護する施設において、一定期間、養育・保護を行うことで、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ること										
事業内容	・ ショートステイ ：原則7日以内で、児童養護施設、母子生活支援施設等において児童の養育・保護を行う。 ・ トワイライトステイ ：平日の夜間や休日に、児童養護施設、母子生活支援施設等において児童の保護、生活指導、食事の提供等を行う。										
法的根拠	児童福祉法第6条の3第3項：子育て短期支援事業										
実施主体	区市町村（委託可）										
<p><ショートステイ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施自治体数：51区市町 / 実施施設数：70施設 <p><トワイライトステイ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施自治体数：17区市 / 実施施設数：25施設 											

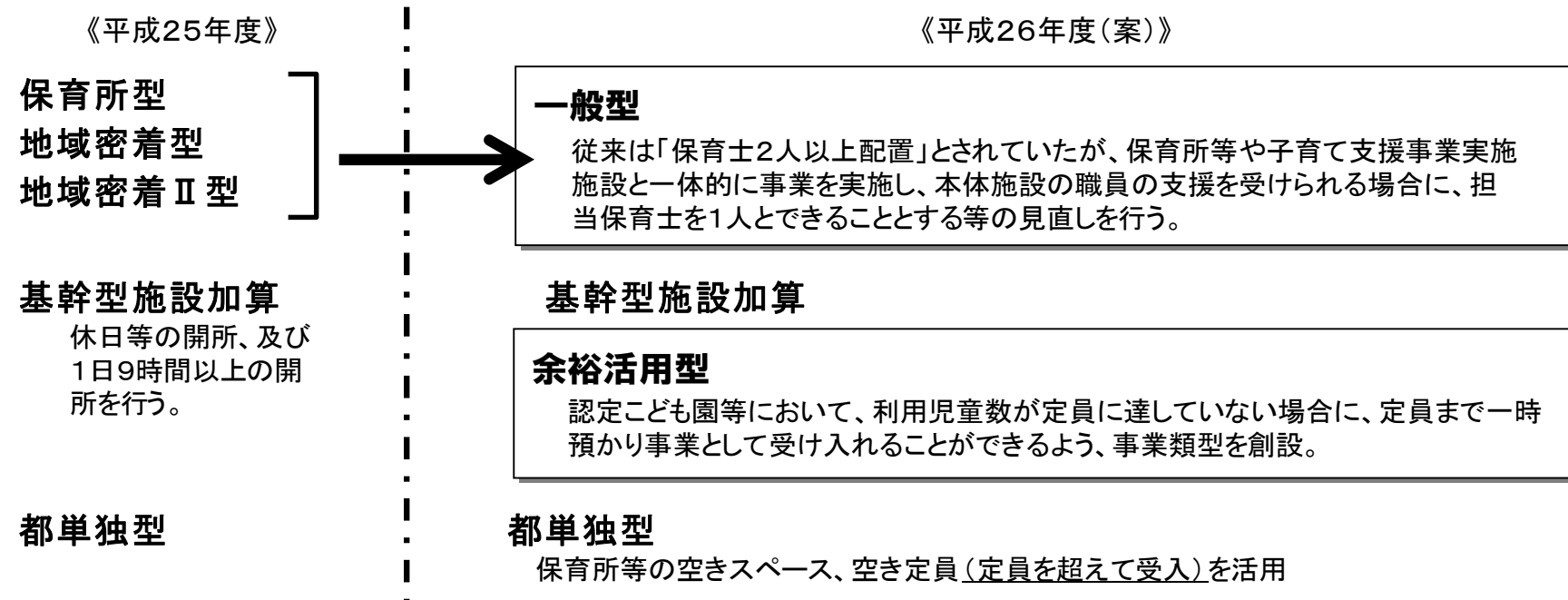
◎ 一時預かり事業

現状		主な取組	課題	論点整理
目的	<p>常日頃、保育所を利用していない家庭においても、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合がある。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援が必要となっている。</p> <p>こうした保育需要に対応するため、保育所等において児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育緊急確保事業（25年度までは安心こども基金） ・ 【都単】 子供家庭支援区市町村包括補助事業（基盤整備） ・ 子育て支援のための拠点施設整備事業（安心こども基金） 	<p>・ 一時預かり事業の目的は、保護者の疾病やレスパイト等の一時的・緊急的な保育ニーズに対応することであるが、現状は、パートタイム労働者等の定期的・継続的な利用の受け皿にもなっており、在宅子育て家庭がいざという時に利用しにくい状況が発生している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅子育て家庭が利用しやすいようにするため、区市町村が工夫すべきことは何か。 ・ そのために、都が区市町村に対して行うべき支援は何か。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般型 認可保育所や地域子育て支援拠点など適切に事業が実施できる施設において、専用スペースを確保して児童を一時的に預かる。 ・ 余裕活用型 認定こども園、認可保育所、小規模保育等において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員まで児童を預かる。 ・ 基幹的施設加算 土日、祝日等の開所及び1日9時間以上の開所を行う施設に対し、加算を行う。 ・ 都単独型 認可保育所、認定こども園、認証保育所、家庭的保育事業実施場所の空きスペース、空き定員を活用して、児童を一時的に預かる。 			
法的根拠	児童福祉法第6条の3第7項：一時預かり事業			
実施主体	区市町村（委託可）			

※平成26年3月現在（平成25年度交付決定ベース）

区分	延利用児童数	か所数
保育所型	338,780人	353
地域密着型	114,364人	57
地域密着Ⅱ型	25,867人	15
都単独型	35,194人	394
計	514,205人	819

※一時預かり事業の再編



子育てひろば事業（地域子育て支援拠点事業）概要

平成25年度

区分	子育てひろば事業A型	地域子育て支援拠点事業一般型 子育てひろば事業B型	地域子育て支援拠点事業地域機能強化型 子育てひろば事業C型	地域子育て支援拠点連携型 子育てひろば事業D型
目的	区市町村が地域の子育て家庭に対して、身近な場所につどいの場を提供し、子育て相談事業をはじめとした、総合的な子育て支援施策を推進し、児童及び家庭の福祉向上を図る。			
役割・分担	日常生活圏域で保育所及び児童館等でつどいの場を提供し、日頃児童を相手にしている経験を生かし、日常的に比較的軽微で身近な問題について、保護者・子ども自身から相談、話し相手になることで、児童及び家庭の福祉向上を図ることを目的とする。	子育て親子が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互交流を図るための常設の場を開設し、子育てに不安や疑問を持っている親子に対する相談・援助を実施する等、子育てへの負担感の緩和を図り、子育て・子育てができる環境を整備する。もって、地域の子育て支援機能の充実を図ることを目的とする。	B型（一般型）の取組に加え、子育て親子が子育て支援に関する給付・事業の中から適切な選択ができるよう、地域の身近な立場から情報の集約・提供を行い、利用につなげていくこと、あわせて、拠点施設に集まる親子の交流・相談支援にとまらず、地域ボランティアとの協働による支援など地域全体で子育て中の親子を支援するための人的ネットワークの中核となることで、地域の子育て支援の一層の拡充を図ることを目的とする。	効率的かつ効果的に地域の子育て支援のニーズに対応できるよう児童福祉施設・児童福祉事業を実施する施設において、子育て親子の交流活動など、つどいの場を提供することを目的とする。
概要	(1)親子のつどいの場提供事業 (2)子育て相談事業（週3日以上） (3)子育て啓発事業（※基本事業は必ず実施） （基本事業） ①子育てに関する講座等開催（年3回以上） ②子育てサークル育成支援（選択事業） ①子育て支援のための冊子やパンフレットの発行、定期的な広報誌への子育て情報の掲載等による地域住民の意識啓発 ②子育て家庭や地域の保育所又は児童館等に協力するボランティアの育成 ③その他、地域の子育て支援に資する活動	(1)子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 (2)子育て等に関する相談・援助の実施 (3)地域の子育て関連情報の提供 (4)子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月1回以上） (5)地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組の実施 一時預かり事業、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業の実施等 (6)出張ひろばの実施 ※（1）～（4）は必須事業 （5）～（6）は任意	(1)子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 (2)子育て等に関する相談・援助の実施 (3)地域の子育て関連情報の提供 (4)子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月1回以上） (5)地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組の実施 (6)出張ひろばの実施 (7)利用者支援の実施（下記いずれかの取組を実施） ・子ども・子育て関連3法の円滑な施行を目指し、認定こども園、幼稚園、保育所等の教育・保育施設や地域の子育て支援のための事業の利用についての情報集約・提供 ・子ども・子育て関連3法の円滑な施行を目指し、上記施設、事業の利用にあたっての相談 ・上記施設、事業の利用支援・援助 (8)地域支援の実施（下記いずれかの取組を実施） ・高齢者・地域学生等地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組 ・地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組 ・地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組 ・本事業を利用したくても利用できない家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組 ※（1）～（4）は必須事業 （5）～（6）は任意 （7）、（8）はいずれか、あるいは両方を必ず実施	(1)子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 (2)子育て等に関する相談・援助の実施 (3)地域の子育て関連情報の提供 (4)子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月1回以上） (5)地域の子育て力を高める取組の実施 ・中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成 ※（1）～（4）は必須事業 （5）は任意
開設時間	週3日以上、かつ1日3時間以上開設	週3日以上、かつ1日5時間以上開設	週5日以上、かつ1日5時間以上開設	週3日以上、かつ1日3時間以上開設
実施主体	区市町村 （保育所、児童館を運営している社会福祉法人等への委託可）	区市町村 （社会福祉法人、NPO法人、民間事業者等への委託等も可）		
実施施設	保育所・児童館等	公共施設、空き店舗、公民館、保育所等の児童福祉施設、小児科医院等の医療施設等の子育て親子が集う場として適した場所	公共施設、空き店舗、公民館、保育所、小児科医院等の子育て親子が集う場として適した場所であって、特に効果的・継続的な事業実施が可能な場所であつ地域社会に密着した場所	効率的かつ効果的に地域の子育て支援のニーズに対応できるよう児童福祉施設・児童福祉事業を実施する施設
スペース・設備	保育所・児童館等の機能・スペースを活用して実施。「親子のつどいの場」を提供できる専用スペースの確保に努めること。	概ね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さを確保すること。設備は授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても支障が生じないような設備を有すること。		
職員体制	①保育園の園長、主任保育士等の職員、児童館の児童厚生員が兼務 ②又は、相談等のために採用若しくは委嘱した者	専任職員（非常勤可）を2名以上配置する。 （子育て親子の支援に関して意欲があり、子育ての知識と経験を有する者）	専任職員（非常勤可）を2名以上配置する。 （子育て親子の支援に関して意欲のある者であつて、子育ての知識と経験を有する者）	専任職員（非常勤可）を1名以上配置する。 （子育て親子の支援に関して意欲のある者であつて、子育ての知識と経験を有する者）
財政負担	財調算入（区部） 子育て推進交付金（市町村部）	安心子ども基金		
平成26年3月現在設置状況	○保育所 162か所 ○児童館 358か所 ○その他 12か所 ○合計 532か所	○3～4日型 28か所 ○5日型 83か所 ○6～7日型 76か所 ○合計 187か所	○5日型 24か所 ○6～7日型 32か所 ○合計 56か所	○3～4日型 0か所 ○5日型 26か所 ○6～7日型 8か所 ○合計 34か所

「利用者支援事業」について

事業の目的

子ども・子育て支援の推進にあたって、子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し、支援。

主な事業内容

○総合的な利用者支援

子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用に当たっての「情報集約・提供」「相談」「利用支援・援助」

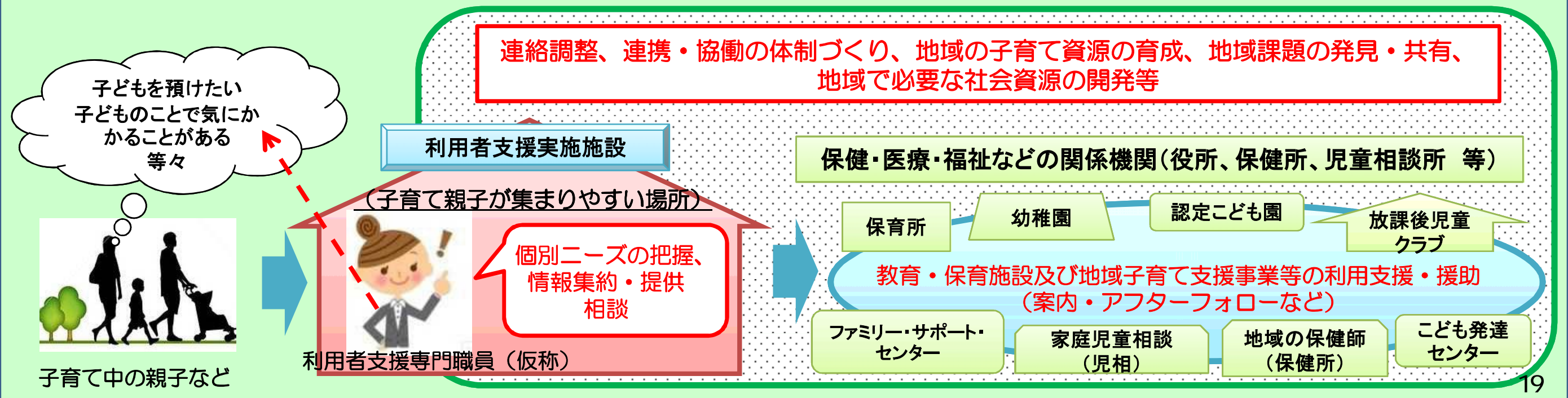
○地域連携

子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行い、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等



いずれかの類型を選択して実施。

- ① 「基本型」：「利用者支援」と「地域連携」を共に実施する形態
(主として、行政窓口以外で、親子が継続的に利用できる施設を活用。) (例；地域子育て支援拠点事業で実施の「地域機能強化型」)
- ② 「特定型」：主に「利用者支援」を実施する形態 ※地域連携については、行政がその機能を果たす。
(主として、行政機関の窓口等を活用。) (例；横浜市「保育コンシェルジュ事業」)



区市町村における子供家庭支援センター設置状況及び子供家庭在宅サービス事業実施状況

1. 子供家庭支援センター種別

(1) ☆ 先駆型53(23区26市4町) ○ 従来型1(1町) △ 小規模型6(6村) (2) ()内は先駆型で内数

	センター種別	要保護協議会	乳児家庭訪問	養育支援	一時預かり	ショートステイ	トワイライトステイ	子育てひろば	ファミリーサポートセンター
千代田区	☆	○	○	○	○	○		○	○
中央区	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
港区	☆	○	○	○	○	○		○	○
新宿区	☆	○	○	○	○	○		○	○
文京区	☆	○	○	○	○	○		○	○
台東区	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
墨田区	☆	○	○	○	○	○		○	○
江東区	☆	○	○	○	○	○		○	○
品川区	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
目黒区	☆	○	○	○	○	○		○	○
大田区	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
世田谷区	☆	○	○	○	○	○	○	○	
渋谷区	☆	○	○	○	○	○		○	○
中野区	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
杉並区	☆	○	○	○	○	○		○	○
豊島区	☆	○	○	○	○	○		○	○
北区	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
荒川区	☆	○	○	○	○	○		○	○
板橋区	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
練馬区	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
足立区	☆	○	○	○	○	○		○	○
葛飾区	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
江戸川区	☆	○		○	○	○		○	○
小計	23(23)	23	22	23	23	23	10	23	22

	センター種別	要保護協議会	乳児家庭訪問	養育支援	一時預かり	ショートステイ	トワイライトステイ	子育てひろば	ファミリーサポートセンター
八王子市	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
立川市	☆	○	○	○	○	○		○	○
武蔵野市	☆	○	○	○	○	○		○	
三鷹市	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
青梅市	☆	○	○	○	○	○		○	○
府中市	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
昭島市	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
調布市	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
町田市	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
小金井市	☆	○	○	○	○	○		○	○
小平市	☆	○	○	○	○	○		○	○
日野市	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
東村山市	☆	○	○	○	○	○		○	○
国分寺市	☆	○	○	○	○	○		○	○
国立市	☆	○	○	○	○	○		○	○
福生市	☆	○	○	○	○	○		○	○
狛江市	☆	○	○	○	○	○		○	○
東大和市	☆	○	○	○	○	○		○	
清瀬市	☆	○	○	○	○	○		○	○
東久留米市	☆	○	○	○	○	○		○	○
武蔵村山市	☆	○	○	○	○	○		○	○
多摩市	☆	○	○	○	○	○		○	○
稲城市	☆	○		○	○	○		○	○
羽村市	☆	○	○	○	○	○		○	○
あきる野市	☆	○	○	○	○	○		○	○
西東京市	☆	○	○	○	○	○		○	○
小計	26(26)	26	25	26	26	26	7	26	24

	センター種別	要保護協議会	乳児家庭訪問	養育支援	一時預かり	ショートステイ	トワイライトステイ	子育てひろば	ファミリーサポートセンター
瑞穂町	☆	○	○	○	○	○		○	○
日の出町	○	○	○		○	○		○	
檜原村	△	○							
奥多摩町	☆	○	○	○					○
小計	4(2)	4	3	2	2	2	0	2	2

	センター種別	要保護協議会	乳児家庭訪問	養育支援	一時預かり	ショートステイ	トワイライトステイ	子育てひろば	ファミリーサポートセンター
大島町	☆	○	○	○	○			○	
利島村		○							
新島村	△	○	○					○	
神津島村	△	○	○		○				
三宅村	△	○			○			○	
御蔵島村	△	○							
八丈町	☆	○		○					
青ヶ島村		(層別ネット設置済)							
小笠原村	△	○	○						
小計	7(2)	8	4	2	3	0	0	3	

	センター種別	要保護協議会	乳児家庭訪問	養育支援	一時預かり	ショートステイ	トワイライトステイ	子育てひろば	ファミリーサポートセンター
合計	60(53)	61	54	53	54	51	17	54	48

H24年度末現在 ファミリーサポートセンター会員及びアドバイザーの状況について

	千代田	中央	港	新宿	文京	台東	墨田	江東	品川	目黒	大田	渋谷	中野	杉並	豊島	北	荒川	板橋	練馬	足立	葛飾	江戸川	小計
提供会員	134	248	197	325	238	343	259	603	419	411	607	203	364	387	244	592	309	226	347	434	279	385	7,554
依頼会員	520	1,307	1,177	2,472	2,071	2,014	1,131	2,637	2,793	692	2,572	936	1,501	1,176	1,195	2,686	1,516	5,606	5,438	1,760	1,127	2,670	44,997
両方会員	9	178	24	34	28	128	13	139	45	14	56	16	151	7	4	24	17	0	0	23	73	115	1,098
計	663	1,733	1,398	2,831	2,337	2,485	1,403	3,379	3,257	1,117	3,235	1,155	2,016	1,570	1,443	3,302	1,842	5,832	5,785	2,217	1,479	3,170	53,649
23年度末	600	1,608	1,488	2,697	2,294	2,306	1,273	3,124	2,956	1,070	3,264	973	1,844	1,485	1,368	3,143	1,539	5,485	5,267	2,322	1,479	2,401	49,986
会員増減	63	125	-90	134	43	179	130	255	301	47	-29	182	172	85	75	159	303	347	518	-105	0	769	3,663
アドバイザー 人数	1	3	2	5	3	4	7	4	4	3	6	4	4	3	3	4	3	4	5	8	3	5	88
サブリーダー 人数	0	0	5	0	6	0	0	0	0	0	9	8	0	0	0	3	5	10	12	7	11	14	90
活動件数 (25年3月末)	2,146	5,168	14,724	17,141	6,341	6,268	5,373	9,613	7,323	5,244	10,819	5,564	8,124	10,282	9,781	10,178	9,310	13,694	25,312	15,002	5,870	14,705	217,982

【実施】区22、市23、町2

	八王子	立川	三鷹	青梅	府中	昭島	調布	町田	小金井	小平	日野	東村山	国分寺	国立	狛江	清瀬	東久留米	武蔵村山	多摩	稲城	羽村	あきる野	西東京	瑞穂	奥多摩町	小計	八丈町	合計	平均
提供会員	607	317	323	172	323	212	189	672	166	293	390	181	350	165	200	191	199	137	184	62	85	183	229	70	42	5,942	10	13,496	287
依頼会員	1,918	1,219	1,988	500	1,016	347	741	2,466	1,065	1,947	3,588	1,388	1,208	823	910	1,261	453	336	710	216	162	419	1,873	252	29	26,835	20	71,832	1,528
両方会員	75	119	23	6	87	19	73	189	44	41	88	25	36	13	57	49	13	33	49	25	10	28	0	24	37	1,163	0	2,261	48
計	2,600	1,655	2,334	678	1,426	578	1,003	3,327	1,275	2,281	4,066	1,594	1,594	1,001	1,167	1,501	665	506	943	303	257	630	2,102	346	108	33,940	30	87,589	1,864
23年度末	2,520	1,572	3,107	626	1,440	575	1,262	3,320	1,139	1,996	3,443	1,443	1,593	970	1,096	1,723	580	452	906	381	268	577	1,929	442	104	33,464	30	83,450	1,776
会員増減	80	83	-773	52	-14	3	-259	7	136	285	623	151	1	31	71	-222	85	54	37	-78	-11	53	173	-96	4	476	0	4,139	88
アドバイザー 人数	3	3	3	4	5	2	4	4	3	4	4	3	4	4	5	4	3	2	5	1	2	2	3	1	2	78	0	166	4
サブリーダー 人数	3	0	8	4	11	1	8	0	0	0	4	5	0	2	0	4	3	0	0	0	4	0	0	3	0	60	0	150	7
活動件数 (25年3月末)	5,715	8,161	11,064	2,209	5,703	5,618	8,100	9,757	2,951	5,151	3,176	4,095	2,652	2,025	4,350	3,054	2,647	511	5,038	3,429	853	2,001	5,647	960	151	105,018	73	323,000	7,022

<参考>

注意：八丈町は要件を満たさず類似事業のため、参考数値として掲載。「合計」及び「平均」は当該町を除いた47区市町の数値。

サブリーダーの平均は、サブリーダーを設置している26区市町村の平均値。

子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）一覧【施設別】

ショートステイ

トワイライトステイ

種別	施設名	自治体数				定員				自治体(カッコ内は定員)
		計	区	市	町	計	区	市	町	
乳児院	二葉乳児院	5	5			8	8			千代田区(1)、中央区(1)、新宿区(4)、文京区(1)、墨田区(1)
	麻布乳児院	1	1			3	3			港区(3)
	日本赤十字社医療センター附属乳児院	2	2			5	5			世田谷区(2)、渋谷区(3)
	聖オディリアホーム乳児院	2	2			4	4			中野区(2)、練馬区(2)
	カリタスの園つぼみの寮	1	1			3	3			杉並区(3)
	東京恵明学園※	6		4	2	10		10		青梅市(10)、福生市(10)、羽村市(10)、あきる野市(10)、瑞穂町(10)、日の出町(10) ※4市2町合計で定員10名。
児童養護施設	石神井学園	3	3			7	7			中央区(1)、豊島区(1)、練馬区(5)
	東京都愛育苑向島学園	1	1			1	1			墨田区(1)
	目黒若葉寮	1	1			5	5			目黒区(5)
	福音寮	1	1			5	5			世田谷区(5)
	カリタスの園小百合の寮	1	1			5	5			杉並区(5)
	星美ホーム	1	1			5	5			北区(5) ※ショートステイとトワイライトステイ合計で定員5名。
	子育て支援サービス(まつば園)	1	1			5	5			板橋区(5)
	クリスマス・ヴィレッジ	1	1			4	4			足立区(4)
	希望の家	1	1			5	5			葛飾区(5)
	こどものうち八栄寮	1		1		3		3		八王子市(3)
	至誠学園立川	2		2		6		6		立川市(2)、日野市(4)
	のぞみの家	1		1		2		2		武蔵野市(2)
	朝陽学園	2		2		5		5		三鷹市(3)、小金井市(2)
	東京恵明学園※	6		4	2	10		10		青梅市(10)、福生市(10)、羽村市(10)、あきる野市(10)、瑞穂町(10)、日の出町(10) ※4市2町合計で定員10名。
	二葉学園	2		2		4		4		府中市(2)、狛江市(2)
	調布学園	1		1		5		5		調布市(5)
	子どもショートステイ家マルガリータ	1		1		6		6		町田市(6)
	東京サレジオ学園	3		3		4		4		小平市(4)、東村山市(4)、国分寺市(4) ※3市合計で定員4名。
	生長の家神の国寮	1		1		2		2		国立市(2)
	赤十字子供の家	3		3		6		6		武蔵野市(2)、清瀬市(2)、東久留米市(2)
第二調布学園	1		1		1		1		稲城市(1)	
聖ヨゼフホーム	1		1		2		2		西東京市(2)	
母子生活支援施設	パークサイド亀島	1	1			3	3			江東区(3)
	大田区立ひまわり苑	1	1			4	4			大田区(4)
	大田区立コスモス苑	1	1			3	3			大田区(3)
	世田谷区立バルメゾン上北沢	1	1			1	1			世田谷区(1世帯)
	ナオミホーム	1	1			1	1			世田谷区(1世帯)
	中野区さつき寮	1	1			3	3			中野区(3世帯)
	ハイツ尾竹	1	1			3	3			荒川区(3)
	陽だまり荘	1	1			5	5			練馬区(5)
	そよ風松島荘	1	1			1	1			江戸川区(1)
	白鳥寮	1		1		2		2		府中市(2世帯)
子供センター 家庭支援	家庭あんしんセンター	1	1			5	5			品川区(5)
	すこやか	1		1		5		5		調布市(5)
	多摩平	1		1		7		7		日野市(7)
保育所	キッズスペースドリーム	1		1		5		5		八王子市(5) ※ショートステイとトワイライトステイ合計で定員5名。
	府中愛児園	1		1		2		2		府中市(2)
	村山中藤保育園「櫻」	1		1		2		2		武蔵村山市(2)
派遣型	(協力家庭宅)	8	5	3		53	37	16	新宿区(25)、渋谷区(3)、豊島区(2)、板橋区(4)、足立区(3)、八王子市(3)、東大和市(2)、多摩市(11)	
その他	ほうらい子育てサポートセンター	1	1			5	5			台東区(5)
	昭島市保健福祉センターあいぼっく	1		1		6		6		昭島市(6)

※東京恵明学園は、乳児院と児童養護施設に重複して計上。

種別	施設名	自治体数				定員				自治体(カッコ内は定員)
		計	区	市	町	計	区	市	町	
児童養護施設	福音寮	1	1			3	3			世田谷区(3)
	星美ホーム	1	1			5	5			北区(5) ※ショートステイとトワイライトステイ合計で定員5名。
	子育て支援サービス(まつば園)	1	1			5	5			板橋区(5)
	希望の家	1	1			10	10			葛飾区(10)
	石神井学園	1	1			8	8			練馬区(8)
	双葉園	1		1		2		2		昭島市(2)
母子生活支援施設	子どもショートステイ家マルガリータ	1		1		5		5		町田市(5)
	大田区立ひまわり苑	1	1			6	6			大田区(6)
	大田区立コスモス苑	1	1			3	3			大田区(3)
	中野区さつき寮	1	1			3	3			中野区(3)
	陽だまり荘	1	1			8	8			練馬区(8)
	リフレここのえ	1		1		3		3		八王子市(3)
	白鳥寮	1		1		40		40		府中市(40)
	きらら中央	1	1			20	20			中央区(20)
	家庭あんしんセンター	1	1			20	20			品川区(20)
	練馬子ども家庭支援センター	1	1			10	10			練馬区(10)
子供センター 家庭支援	光が丘子ども家庭支援センター	1	1			10	10			練馬区(10)
	大泉子ども家庭支援センター	1	1			10	10			練馬区(10)
	関子ども家庭支援センター	1	1			10	10			練馬区(10)
	すこやか	1	1			16		16		調布市(16)
	キッズスペースドリーム	1		1		5		5		八王子市(5) ※ショートステイとトワイライトステイ合計で定員5名。
	市立三鷹駅前保育園	1		1		30		30		三鷹市(30)
派遣型	市立高倉保育所	1		1		27		27		府中市(27)
	(児童宅または協力家庭宅)	1	1			1	1			足立区(1)
その他	ほうらい子育てサポートセンター	1	1			5	5			台東区(5)

※東京恵明学園は、乳児院と児童養護施設に重複して計上。